

## 川崎市動物の譲渡実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）に収容された犬、猫等の動物の生命を尊重し、できうる限り生存の機会を与えるための譲渡について必要な事項を定めるものとする。

### (譲渡の種類)

第2条 譲渡の種類は、譲渡を希望し、適正に終生飼養できる個人への譲渡（以下「個人譲渡」という。）及び新たな飼い主探しを非営利で行う団体等（個人活動者を含む。）への譲渡（以下「団体譲渡」という。）とする。

### (個人譲渡対象者)

第3条 個人譲渡を希望する者（以下「個人譲渡対象者」という。）は、動物愛護センター所長（以下「センター所長」という。）に譲渡希望者登録カード（第1号様式）を提出し、譲渡前講習会を受講するものとする。

- 2 センター職員は、譲渡前講習会終了後、個人譲渡対象者に対し面談を実施する。
- 3 センター所長は、面談等をもって個人譲渡対象者が別表1に定める基準に適合すると認められた場合、譲渡前講習会修了書（第2号様式）を交付するものとする。

### (団体譲渡の登録)

第4条 団体譲渡を希望する者は、団体譲渡登録申請書（第3号様式）に別表2で定める書類を添えて、センター所長に申請し、団体譲渡講習会を受講しなければならない。

- 2 センター所長は、前項で規定する申請のあった団体について別表3に定める基準に適合しているか審査を行い、適合する場合には、審査の結果を団体譲渡登録通知書（第4号様式）により申請者へ通知し、当該団体を登録するものとする。

### (登録している団体の変更・抹消等)

第5条 前条第2項に規定する登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、団体譲渡登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに団体譲渡登録申請書記載事項変更届（第5号様式）をセンター所長に提出しなければならない。

- 2 登録団体は、登録の抹消を希望する場合、又は、団体を解散した場合は、速やかに団体譲渡登録抹消届出書（第6号様式）を提出しなければならない。

（登録団体の登録の取り消し）

第6条 センター所長は、前条第2項に規定する届出があった場合、団体譲渡対象者が別表3の基準に適合しなくなった場合、その他、センター所長が必要と判断した場合には、理由を明示し、当該登録を取り消すことができるものとする。

（譲渡対象動物）

第7条 センター所長が収容期間中に観察を行い、別表4に掲げる基準に適合する動物を、個人譲渡対象者への譲渡対象動物とする。また、別表5に掲げる基準に適合する動物を登録団体への譲渡対象動物とする。

（譲渡動物の一時飼養）

第8条 センター所長は、前条で規定する譲渡対象動物（ただし、犬に限る。）が適切な環境で飼養されるために必要と認められる場合で、個人譲渡対象者が一時飼養をできる条件を満たしている場合には、個人譲渡対象者に犬の一時飼養願（第7号様式）を提出させ、期間を定めて一時飼養させることができるものとする。

（個人への譲渡）

第9条 センター所長は、譲渡前に個人譲渡対象者の飼養施設を確認し、適正な飼養管理に必要な設備等について指導することができる。

- 2 センター所長は、個人譲渡対象者に対して、譲渡希望者登録カード（第1号様式）に基づき、第7条で規定する譲渡対象動物のうち、センター所長が選定した動物を提示するものとする。
- 3 センター所長は、個人譲渡対象者に対して提示した譲渡対象動物と個人譲渡対象者との相性等を考慮しながら譲渡可能かどうか判断するものとする。
- 4 個人譲渡対象者は、前項で譲渡可能とセンター所長が判断した動物の譲渡を希望する場合には、犬猫等の動物譲渡し申請書（川崎市動物愛護センター条例施行規則（昭和49年 規則第40号）第3号様式）、誓約書（第8号様式）に別表6で定める書類を添えてセンター所長に提出し、動物の譲渡を受けるものとする。
- 5 センター所長は前項の譲渡を受けるものに対して、譲渡時講習会を行い、収容期間中の診療記録や当該動物の性質及び適正な飼養管理方法、しつけ方

等について説明を行うものとする。

(個人譲渡後の飼養管理状況調査)

第10条 センター所長は、個人へ譲渡した後の動物の飼養管理状況調査を実施するとともに、適正飼養について継続して指導するものとする。

(団体への譲渡)

第11条 センター所長は、登録団体に対して、登録団体が譲渡を希望している動物種の中で、第7条で規定する譲渡対象動物のうち、センター所長が選定した動物を提示するものとする。

2 登録団体は、提示された動物の譲渡を希望する場合には、犬猫等の動物譲渡申請書及び誓約書(第9号様式)をセンター所長に提出し、動物の譲渡を受けるものとする。

3 センター所長は、譲渡時に収容期間中の診療記録や当該動物の性質及び適正な飼養管理方法、しつけ方等について説明を行うものとする。

(登録団体の報告)

第12条 登録団体は、次の各号のいずれかに掲げる事項が生じたときに団体譲渡等報告書(第10号様式)によりセンター所長に速やかに報告しなければならない。

- (1) 譲渡を受けた動物を新たな飼い主に譲渡したとき
- (2) 譲渡を受けた動物が一時飼養中に死亡したとき

(登録団体の実態調査)

第13条 センター所長は、必要に応じて登録団体の実態調査を行うことができる。

## 別表 1

個人譲渡対象者の基準は次のとおりとする。

1	市内及び県内、都内在住で20歳以上であること。
2	家族全員の同意があること。
3	譲渡される動物を適正に飼養管理し、終生飼養できること。
4	飼養場所が集合住宅や借家の場合、動物の飼養が認められている旨の規約等の写しを提出できること。
5	避妊去勢手術を実施すること。
6	マイクロチップを挿入し、所有者明示をすること。
7	犬の場合には登録、狂犬病予防注射を実施すること。
8	原則として65歳以上の高齢者世帯でないこと。
9	原則として独居ではないこと。
10	譲渡時の誓約書の内容を理解し、遵守できること。
11	センターが実施する譲渡後調査（現地訪問を含む。）に協力できること。
12	センターが指導する飼養方法を遵守すること。
13	本市の動物愛護行政に係る施策等を理解していること。
14	その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

## 別表 2

団体譲渡登録に必要な書類は次のとおりとする。

- 1 団体等の規約の写し
- 2 団体等の活動方針と活動実績
- 3 団体等の役員名簿及び一時飼養者名簿（役員、一時飼養者がいる場合）
- 4 団体等の代表者（個人活動者の場合には本人）の住所を確認できる身分証明書（提示のみ）
- 5 団体等の代表者が市外在住で別に譲渡担当の責任者を設置する場合には、その責任者の住所を確認できる身分証明書（提示のみ）
- 6 一時保管場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼養が認められていることを確認できる契約書等の写し
- 7 団体等の活動計画書（譲渡の流れ、譲渡条件、譲渡方法等）
- 8 主に動物を保管する場所の図面等
- 9 その他センター所長が必要と認める書類

別表3

団体譲渡対象者の基準は次のとおりとする。

1 団体の場合

1	川崎市の譲渡事業に協力ができる非営利団体であること。
2	動物愛護・適正飼養の普及啓発を目的とし規約に基づき活動していること。
3	活動の趣旨がセンターの実施する事業に反するものでないこと。
4	飼養場所が集合住宅や借家の場合、動物の飼養が認められている旨の規約等の写しを提出できること。
5	団体の代表者またはセンターからの譲渡に当たる責任者（以下「代表者等」という。）が川崎市近隣に在住し、活動していること。
6	団体の代表者等はセンターの実施する講習会を受講すること。
7	団体等の誓約書内容を理解し、遵守できること。
8	団体等の遵守事項（別記1）を理解し、遵守できること。
9	避妊去勢手術を実施すること。
10	マイクロチップを挿入し、所有者明示を行うこと。
11	一時飼養者名簿等を提出し、センターの調査等に協力できること。
12	譲渡先として団体名を公表することができること。
13	その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

2 個人活動者の場合

1	川崎市の譲渡事業に協力ができる非営利活動を行う個人であること。
2	動物愛護・適正飼養の普及啓発を目的とし規約に基づき活動していること。
3	活動の趣旨がセンターの実施する事業に反するものでないこと。
4	飼養場所が集合住宅や借家の場合、動物の飼養が認められている旨の規約等の写しを提出できること。
5	市内及び県内、都内在住で20歳以上であること。
6	センターの実施する講習会を受講すること。
7	団体等の誓約書内容を理解し、遵守できること。
8	団体等の遵守事項（別記1）を理解し、遵守できること。
9	避妊去勢手術を実施すること。
10	マイクロチップを挿入し、所有者明示を行うこと。
11	一時飼養者名簿がある場合は提出し、センターの調査等に協力できること。
12	その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

#### 別表 4

##### 個人譲渡対象動物

- 1 離乳済みのもの。
- 2 視診等により、ある程度健康と判断されるもの。
- 3 攻撃性のないもの。
- 4 社会性を有し、譲渡先で順応できると判断されるもの。
- 5 原則として、疾病、老齢等一般的に飼うことが困難でないもの。
- 6 その他センター所長が認めたもの。

#### 別表 5

##### 団体譲渡対象動物

別表 4 に示されたもののほか、次のとおりとする。

- 1 センターでの観察中に攻撃性が認められても、今後ある程度改善が見込まれると判断されるもの、または団体等がその性質を了承しているもの。
- 2 センターでの観察中に社会性等問題が見られても、今後ある程度改善が見込まれると判断されるもの、または団体等がその性質を了承しているもの。
- 3 老齢、疾病等の動物で団体等が了承しているもの。
- 4 離乳前の動物で団体等が了承しているもの。
- 5 その他センター所長が認めたもの。

#### 別表 6

個人譲渡に必要な書類は次のとおりとする。

- 1 譲渡対象者の住所を確認できる身分証明書（提示のみ）
- 2 譲渡対象者の住居が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼養が認められていることを確認できる契約書等の写し
- 3 動物を飼養する場所の図面等
- 4 譲渡前講習会修了時に交付した譲渡前講習会修了書
- 5 その他センター所長が必要と認める書類

## 別記 1

### 団体等の遵守事項

1	活動報告等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 前年度分の活動報告等を毎年7月末までに提出すること。</li><li>○ 規約や一時飼養者名簿等の変更があった場合には、速やかに連絡すること。</li><li>○ 新たな飼い主に譲渡した場合は、速やかに団体譲渡等報告書（第10号様式）を提出すること。</li><li>○ 川崎市の事業に誤解を生じさせたり、支障をきたすような活動は行わないこと。</li><li>○ センターが実施する指導及び調査、事業等に協力できること。</li></ul>
2	飼養施設	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一時飼養者を含めた飼養場所で、飼養可能頭数を超えないように動物の管理を行うこと。</li><li>○ 動物を飼養するものは、その動物の感染症について知識を習得し、施設での防止対策を講じること。</li><li>○ 動物の福祉に基づいた飼養管理を行うこと。</li><li>○ 動物を適正に飼養できる者が飼養し、鳴き声や多頭飼育等で苦情の原因とならないようにすること。苦情については速やかにセンター所長へ報告すること。</li><li>○ センターで実施する施設調査等に協力できること。</li></ul>
3	譲渡動物	<ul style="list-style-type: none"><li>○ センターから引き出した動物について、個体管理を徹底し記録をのこすこと。</li><li>○ 譲渡動物の健康状態を把握し、必要に応じて治療を行うこと。</li><li>○ マイクロチップ等による所有者明示を徹底すること。</li></ul>
4	新たな飼い主	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新たな飼い主に対して、終生飼養及び適正飼養について指導すること。</li><li>○ 新たな飼い主へ譲渡した後、その飼養状況の確認及び調査を随時実施すること。</li><li>○ 犬の場合には、狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射を遵守させること。</li><li>○ 新たな飼い主が、飼えなくなった場合には、責任を持ってフォローすること。</li></ul>



第8号様式（個人用）

川崎市動物愛護センター所長 あて

誓 約 書

この度、私は次の動物の譲渡しを受けるにあたり、下記の事項を遵守し、模範的な飼い主になることを誓約します。

記 譲渡番号 \_\_\_\_\_

動物種（                    ） 性別（                    ） 毛色（                    ）

- 1 動物の本能、習性、生理等を理解し、愛情を持って終生飼養すること。
- 2 人への危害防止等、他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し、適正に飼養すること。
- 3 犬については、狂犬病予防法に基づき登録及び狂犬病予防注射を受け、鑑札及び狂犬病予防注射済票を必ず装着すること。
- 4 猫については、完全室内飼育とすること。犬について原則室内飼育とすること。
- 5 動物愛護センターでマイクロチップを挿入した後、1か月以内に必ず登録手続きを行うこと。
- 6 動物に避妊または去勢手術等の繁殖制限措置を行うこと。
- 7 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」（市外在住者はその住所地の条例）、「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
- 8 譲渡された動物を利用して営利を目的とした行為を行わないこと。
- 9 譲渡後の飼養管理調査等に協力すること。
- 10 譲渡後のしつけ等飼養管理については、動物愛護センターの助言に従うこと。
- 11 譲渡された動物に病気、行動、その他の問題があった場合、或いはその動物により問題が起きた場合には、川崎市に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受けた場合も賠償を請求しないこと。
- 12 飼い主が不明で保護された動物については、飼い主が判明した場合、お互いに話し合いをする機会を設けるよう努めること。
- 13 動物が逸走しないよう手段を講じるとともに、万が一逸走した場合には、動物愛護センターに連絡すること。また、あらゆる手段を講じて当該動物を捜索すること。
- 14 やむを得ず飼養が困難となった場合には、新たな飼い主を責任もって探すとともに、動物愛護センターに連絡すること。

平成    年    月    日

氏 名

住 所

電話番号

第9号様式 (団体等用)

川崎市動物愛護センター所長 へ

誓 約 書

この度、私は新たな飼い主を探す目的で次の動物の譲渡しを受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

譲渡番号

動物種 ( ) 性別 ( ) 毛色 ( )

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（川崎市以外の団体は住所地の条例）」、「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
- 2 人への危害防止等、他人に迷惑をかけないように十分に自覚し、新しい飼い主が決定するまで適正に飼養すること。
- 3 保護動物にはマイクロチップを挿入し、所有者明示を実施すること。
- 4 動物に避妊または去勢手術の繁殖制限措置を行うこと。
- 5 動物福祉に基づき、動物のストレスの考慮した飼養管理とすること。
- 6 譲渡団体等の遵守事項を守ること。
- 7 譲渡された動物を利用して営利を目的とした活動を行わないこと。
- 8 譲渡された動物に病気、行動、その他の問題があった場合、或いはその動物により問題が起きた場合には、川崎市に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受けた場合も賠償を請求しないこと。
- 9 飼い主が不明で保護された動物については、飼い主が判明した場合、お互いに話し合いをする機会を設けるよう努めること。
- 10 動物が逸走しないよう手段を講じるとともに、万が一逸走した場合には、動物愛護センターに連絡すること。また、あらゆる手段を講じて当該動物を捜索すること。
- 11 譲渡された動物の新たな飼い主が決まったときには、速やかに動物愛護センター所長へ団体譲渡等報告書（第10号様式）により連絡をすること。
- 12 誓約書内容を遵守していないことが明らかになった場合、動物愛護センターからの譲渡を中止されても不服を申し立てないこと。

平成 年 月 日

団 体 名

代表者名

住 所

電話番号

他様式については省略する。